

議会運営委員会

日 時 令和5年12月5日（火）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

第15号議案 損害賠償額の決定について

(暫時休憩 幹事会へ)

2 12月8日の議事等について

(1) 議事日程

第1 一般質問

第2 第1号議案から第14号議案（質疑、付託）

第3 第15号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第4 請願審査について（付託）

(2) 議事日程第2に係る質疑順序

① _____ ② _____ ③ _____

(3) 付託先 別紙付託表（その1）・（その2）、請願文書表のとおり

◎付託表（その1）・（その2）、請願文書表は議場に持参

3 請願について 請願文書表のとおり

(1) 物価高騰に見合う年金支給を求める請願

<環境市民厚生常任委員会> ※意見陳述希望

(2) 建設アスベスト被害の全面解決へ向けた意見書の提出に関する請願

<環境市民厚生常任委員会> ※意見陳述希望

4 陳情・要望について

(1) 令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

<総務文教常任委員会>

(2) 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い

<総務文教常任委員会>

【裏面に続く】

5 議員提案議案について

(1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○提案日 12月18日(月) <最終日>

○討論、表決 12月18日(月) <最終日>

○発議者 (各会派の幹事長)

○提案理由説明、質疑、付託(省略)

※ () は過去の例

6 議会活性化の検討について【別紙No.1】

○早期検討 10項目

○その他(広報広聴会議) 5項目

全て検討終了

7 亀岡市議会モニター設置規程(案)について【別紙No.2】

8 政策研究会について

○テーマ 公共施設マネジメントに関する政策研究について

○期間

9 その他

(1) 委員会(議案審査等)の日程

12月 8日(金) 本会議終了後(予定) 広報部会

11日(月) 10:00~ 総務文教常任委員会

12日(火) 10:00~ 環境市民厚生常任委員会

13日(水) 10:00~ 産業建設常任委員会

13:30(予定)~ 公共交通対策特別委員会

14日(木) 委員会予備日

(2) 意見書等提出期限 **12月14日(木) 10:00**

(3) 討論通告期限 **12月15日(金) 16:00**

(4) 次回の議会運営委員会等の日程

12月15日(金) 13:00~ 議運事前調整(正副議長、正副委員長)

14:00~ 議会運営委員会・幹事会

議会活性化検討項目一覧（令和5年度） ①早期検討、③その他（広報広聴会議） 抜粋

Ver. 051205

No.	分類	項目	検討優先度	検討結果	決定事項等
1	住民 参画	議会モニター制度の導入	①	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市議会モニター設置要綱を制定し、令和6年度（モニター任期：5～3月予定）から議会モニター制度を開始する。 ・議会モニター募集要項について早期に幹事会で確認し、議会日より12月議会号で公募モニターの募集記事を掲載していく。
2	住民 参画	わがまちトークの復活	③ 広報広聴会議	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月頃から自治会や各種団体を対象として照会・募集を行い、同年秋頃（10～11月予定）に開催する。今年度中から開催に向けて詳細な内容について検討を重ねていく。 <広報広聴会議> ・今年度中に議員団研修会として全議員を対象としたファシリテーション研修を実施する。（幹事会で諮っていただく。）
4	機能 強化 ・ 情報 共有	議場設備等の充実	①	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・議席の電源確保については、常にタブレット端末を十分に充電して会議に臨むことを徹底し、必要があれば延長コードやモバイルバッテリーで対応する。（政務活動費で購入可能） ・今後において議場設備をどのような形にしていくべきかについては、そのとおりに整備できるかは別として、議会全体で話し合っていかなければならない。
7	機能 強化	スマート議会に向けた環境整備（タブレット端末活用によるデジタル化の推進）	①	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置を仮定してオンラインによる訓練を早急に行う。その後に委員会のオンライン会議や災害時におけるシェイクアウト訓練についても試行していく。 ・外部チラシ等のタブレット端末への格納は事務局の手間を考慮して不要とする。 ・オフィス365導入は費用対効果を考え見送る。
8	機能 強化	スマート議会推進に係る研修の実施	①	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・18期において亀岡市議会DX推進プロジェクトチームを立ち上げ、市議会のDX推進に取り組んでいく。今後、組織の立ち上げや会派推薦について幹事会で進めていただく。 ・タブレット端末の操作について確認も含めた全体研修会を実施する。
9-1	情報 共有	YouTube配信の取組 I	①	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・議長の定例記者会見について、YouTubeにより議会報告部分を配信する。（令和5年12月議会から）
9-2	機能 強化	YouTube配信の取組 II	③ 広報広聴会議	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・YouTube配信に係る編集作業について、実施主体である広報広聴会議委員でもできるように技術習得に取り組む。 <広報広聴会議>
14	情報 共有	インターネット議会中継の充実	①	検討終了	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット中継の映像に質問項目名をテロップで表示するとともに、ホームページに一般質問資料を掲出し、インターネット視聴者へ提供する。（令和5年9月議会から）

議会活性化検討項目一覧（令和5年度） ①早期検討、③その他（広報広聴会議） 抜粋

Ver. 051205

No.	分類	項目	検討優先度	検討結果	決定事項等
15	情報共有	議会だよりの充実	③ 広報広聴会議	検討終了	・次回の新規契約締結時においてこれまでの穴あけをやめて経費をかけずにオールカラーとする仕様で事務を進めていただく。
16-1	情報共有	委員会等での議事内容の事前告知 I	①	検討終了	・議会カレンダー（Googleカレンダー）により、会議内容を事前告知する。（令和5年8月途中から）
16-2	情報共有	委員会等での議事内容の事前告知 II	③ 広報広聴会議	検討終了	・Facebookでの事前告知について、まずは本会議や一般質問から実施することとし、徐々に常任委員会などほかの会議へ広げていくことを検討していく。また、Instagramとの連動について検討いただく。 <広報広聴会議>
17	情報共有	聴覚障がい者への対応	①	検討終了	・当面は現状での対応とするが、将来的に一定の時期が来れば音声認識システムによる字幕テロップを取り入れることなどを検討することを申し送る。
18	情報共有	所信表明演説（正・副議長）のインターネット配信	①	検討終了	・正・副議長選挙における所信表明演説を本会議場で開催し、その映像をインターネットでライブ配信する。（次回の選挙から）
19	情報共有	市議会ホームページのリニューアル	③ 広報広聴会議	検討終了	・市民目線での見やすさや興味喚起を視点として、箕面市議会など他市事例を参考に、経費をかけずにリニューアルしていくことを考えていく。 <広報広聴会議>
21	その他	請負の状況の公表	①	検討終了	・請負の状況について本人のみの公表とし、全国市議会議長会が示す形で個別に条例化する。（令和5年度中）

亀岡市議会モニター設置**規程**（案）**（設置）**

第1条 亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）第7条第5項の規定に基づき、亀岡市議会（以下「議会」という。）の活動に市民の意見を反映させ、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、亀岡市議会モニター（以下「モニター」という。）を**設置する**。

（職務）

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) **本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等（非公開のものを除く。）**を積極的に傍聴し、又は視聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に関する意見を**文書（電子メールを含む。次号において同じ。）**により議長に提出すること。
- (2) 議会が行う広報広聴活動に関する意見を文書により議長に提出すること。
- (3) モニター会議に出席すること。
- (4) 議会が行うアンケート調査に回答すること。
- (5) その他議長が必要と認めること。

（定数及び任期）

第3条 モニターの定数は**7人以内**とする。**ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。**

2 モニターの任期は、1年以内とする。

3 モニターが欠けた場合における補欠のモニターの任期は、前任者の残任期間とする。

（モニターの要件）

第4条 モニターの委嘱を受けることができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 議会運営に関心がある満18歳以上の者であること。
- (2) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者であること。
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員（過去に当該議員であった者を含む。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体の常勤の職員でないこと。
- (5) 前条第3項の規定により補欠のモニターとなった者を除き、過去にこの**規程**によるモニターに委嘱された者でないこと。ただし、モニターが定数に満たない場合は、この限りでない。

（募集方法）

第5条 モニターの募集は、公募及び推薦依頼により行う。

2 公募による定員は4人程度とし、推薦依頼による定員は3人程度とする。

3 推薦依頼は、議長が適当と認めた団体等に対し、前条に定める要件を満たす者の推薦を依頼するものとする。

(委嘱)

第6条 モニターは、第4条に定める要件を満たす者のうちから議長が委嘱するものとする。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(解嘱)

第7条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、任期中でも委嘱を解くことができる。

(1) 第4条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長がモニターとして適当でないと認めたとき。

(意見等の処理)

第8条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、議会運営委員会委員長に対し、当該意見等について検討させるものとし、検討を命じられた議会運営委員会委員長は、当該検討結果を取りまとめ、議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により議会運営委員会委員長から検討結果の報告を受けたときは、意見等を提出したモニターに当該検討結果を通知するとともに、必要に応じて議会が運営するホームページに掲載し、かめおか市議会だよりにその概要を掲載するものとする。

3 モニターから提出された意見等が第2条に定めるモニターの職務に適さないものと議長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、議会が運営するホームページ等への掲載はしないものとする。

(報酬)

第9条 モニターの報酬は、支給しない。

(その他)

第10条 この**規程**に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この**規程**は、公布の日から施行する。